Asian Breeze

No. June 2016

エイジアン・ブリーズ77号 平成28(2016)年6月発行 年3回発行

ワールドリポートセミナー「いま、世界の女性たちは~世界の行政官を囲んで~」



いま、女性たちは……p. 1

国連女性差別撤廃委員会から日本へのリクエスト

国際女性の地位協会 会長 山下泰子

誌上セミナー……p. 2

極限の状態にあるとき、人の背中を押すもの

認定NPO法人ジェン (JEN) 共同代表理事 木山啓子

特集……pp. 3-7

ワールドリポート「いま、世界の女性たちは」活動報告 KFAW領事館シリーズ(韓国)活動報告 ほか



いま、女性たちは

国連女性差別撤廃委員会から 日本へのリクエスト

1. 国連女性差別撤廃委員会が日本レポートを審議

2016年2月16日、ジュネーブの国際連合欧州本部で、 午前・午後5時間にわたり日本の女性差別撤廃条約の 実施状況に関する審議が行われました。この審議は、 条約のモニター機関である国連女性差別撤廃委員会 (CEDAW)が、日本政府代表団を招いて、「建設的対 話」により、日本における条約の完全な実施のための 方策を検討しようという目的で、開催されたものです。

批准により1985年7月25日から、条約は日本に対する効力を発生しました。以来、わが国は、条約実施報告書を8回国連に提出し、これまでに合わせて4回(1988年、1994年、2003年、2009年)の審議が行われました。今回は、2015年9月に日本政府が提出した「女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告」を対象とした第5回目の審議でした。

林陽子委員が、昨年2月から、23人の世界の専門家で構成されるCEDAWの委員長を務めておられます。 日本人初の委員長です。皆さんからの信頼も厚く、素晴らしいリーダーシップを発揮しておられるのを、誇らしく思います。

2. 2016年CEDAW日本レポート審議とNGO

女性差別撤廃条約のような国際人権法は、何となく遠い国際社会の出来事のように思われがちですが、保障の対象は、私たち一人一人ですし、保障する義務を負っているのは、日本政府です。国連に実施状況を報告し、CEDAWで建設的対話をするのは、日本政府ですが、CEDAWは、2010年にNGOとの関係についての声明を発表し、NGOの条約履行への役割を強調しています。

今回も、45のNGOから成る「日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク」(JNNC)が、「NGOジョイントレポート」をCEDAWに送り、さらに80人が自費でジュネーブへ出かけて直接NGOの見解を委員に伝えました。そして、CEDAWにおける審議を固唾をのんで見守りました。

3. CEDAWからのリクエスト

今回の一連の審議の最後を飾るのが、3月7日に公表された日本へのリクエスト「総括所見」(=最終見解、Concluding Observations)です。これは、CEDAWのモニター結果の評価書です。そこには、今後4年間に日本政府が取り組むべき事項が「主要な懸念と勧告」として、51項目にわたって詳細に示されています。

中でも、次の2項目は、フォローアップ項目に指定され、2年以内に履行のための措置をとり文書で報告す



国際女性の地位協会会長 山下 泰子

ることが要請されました。一つ目は、パラグラフ13 (a) で、「民法を改正し、女性の法的婚姻最低年齢を男性と 同じ18歳に引き上げ、夫婦の姓の選択に関する法制の 改定によって、婚姻前の姓を保持することができるよう にし、離婚後の女性の待婚期間を完全に廃止すること」 です。これは、CEDAWが第1回の審議以来一貫して 日本に勧告してきた問題であり、前回のフォローアップ 項目でもありました。これらの事柄が、なかなか実現し ないことへのCEDAWのいら立ちが感じられます。2つ 目は、パラグラフ21 (d)「アイヌ、部落、在日コリアン および移住女性をはじめとする民族その他のマイノリ ティ女性に対する攻撃を含む、人種的優位性や憎悪を 主張する性差別的発言や宣伝を禁止し処罰する法律を 制定すること」と、(e)「独立した専門機関を通じて、 アイヌ、部落、在日コリアンおよび移住女性への差別 的なジェンダー・ステレオタイプや偏見を根絶するため にとられた措置の効果の監視と評価を定期的に行うこ と」でした。この要請には、2015年に国連が定めた「持 続可能な開発のための2030アジェンダ」の「誰も置き 去りにしない という基本的な考え方が、表れています。

4. どうしても必要、選択議定書

今回の総括所見で、私が、最も注目しているのが、CEDAWが女性差別撤廃条約が法的な枠組みであることの認識を日本政府に求めている点でした。パラグラフ7で、条約の完全実施のための国会の役割に注意を喚起し、パラグラフ8で、憲法第98条2項によって、締結・公布された条約が国内法の一部として、法的効力を持つことに留意しています。それには、国内裁判所で、条約が使われることが重要です。そのために、最も効果的なのが、個人通報制度を持つ選択議定書が日本でも効力を発生することであり、CEDAWも、パラグラフ9(c)で、選択議定書の批准を検討するよう求めています。

東京都生まれ。博士 (法学)、文京学院大学名誉教授、国際女性の地位協会会長、特定非営利活動法人日本ネパール女性教育協会理事長、世界人権問題センター理事・嘱託研究員、元ジェンダー法学会理事長。主著・「女性差別撤廃条約の研究」(尚学社、1996年)、「女性差別撤廃条約の展開」(勁草書房、2006年)、「女性差別撤廃条約と日本」(尚学社、2010年)、共編著:「ジェンダー六法」(第2版)(信山社、2015年)ほか。

誌上セミナー

《世界で輝く日本の女性たち》

極限の状態にあるとき、 人の背中を押すもの



認定NPO法人ジェン(JEN) 共同代表理事 木山 啓子

Profile

1994年、JENの創設に参加。紛争中から 旧ユーゴスラビア地域代表として難民・ 避難民支援活動に従事。緊急支援が依存を生むことに着目し、24に及ぶ国と地域で緊急自立支援活動を展開。現在は、アフガニスタン、パキスタン、イラク、スリランカ、ヨルダン、東日本で支援活動を実施中。JENは2011年、外務大臣表彰、2015年読売国際協力賞を受賞。

国際協力の現場での難民の方々との出会いは衝撃的でした。最初の1年間でネパール、旧ユーゴスラビア各国やチェチェンに行き、何万人という難民の方にお会いしました。その出会いがもたらしてくれた最も大きな気付きの一つは、彼らは、自分と全く変わらない一人の人間なのだと実感したことです。日本で育った私には、それ以前から「通常の平等意識」は備わっていたと思います。ですが、骨の髄まで痛感したというか、自分と何ら変わることのない一人の人間が、家を奪われ家族を亡くしている、その一人一人は自分の命を生きたいだけなのだ、ということが実感を持って迫って

お恥ずかしい話ですが、そこで初めて、私の活動の目標は定まりました。「等しく尊い命を持つ一人一人が、普通の暮らしを取り戻す」こと、それを支えること。目標は定まりましたが、どのように実現するかは分かりませんでした。自分が彼らの場所にいたら、何を望み何を嫌がるのか、難民の方に教えてもらい、考え、行動し、失敗し、修正する、その繰り返しの22年間でした。一人一人信条も価値観も違い、正解のない問いですから、自信を持てることは今でもほとんどありません。

きたのです。

多様な難民の方々ですが、ほとんどの方に共通していることにも気付きました。それは、全てを失い、絶望のふちでぼうぜんとしている方が、気を取り直して再び一歩を踏み出す時、「誰かのために」という気持ちがその背中を押すのだ、ということです。人も土地も文化も違う方々が「極限的な状態の時、自分のためには頑張れない」姿に多く出会いました。その結果「人の役に立つことに喜びを感じる心」は、ヒトのDNAに入っていると確信するようになりました。

これは、もう一つの気付き、「自立の大切さ」にも直結しています。「魚ではなく釣りざおを与えよ」という言葉がありますが、JENの支援は「釣りざおの作り方を身に着けるサポートをする」というやり方です。釣りざおを与えられなくても、欲しい時に欲しいだけ魚を捕れる道具を自力で手に入れられる人になることが目的です。幾度、魚や釣りざおを失っても、自ら作り出すことができると分かっていれば、恐れも依存もなく、誇りを持って自分らしい人生を歩むことができる

はずです。一人一人の命は等しく尊く、みんな、尊厳 を持った暮らしを求めているだけなのです。

こうした日々は、私自身にも変化をもたらしました。 自分に自信が持てずにいましたが、自信がなくても自 己否定する必要はないということを繰り返し教えてい ただき、自己否定から解放されました。

そんな自信のない私ですが、手放しで信じていることがあります。それは、世界中の一人一人が幸せだと感じられる世界を私たち人間は創れる、ということです。紛争もテロも、人間がやっていることなのですから、止めることもできると信じているのです。

人は他の人と仲良くしたい生き物だと聞いたことがあります。けんかをしていると嫌な気持ちになり、幸せではいられません。自分と正反対の考え方を心から信じている人がいたら、相手が間違っていると言って自分の意見を主張し続けていても対立は終わりません。また対立によって相手を拒絶して、話し合いを止めてしまったら、対立を解決する糸口も見つけられません。こちらが正しいのに膝を屈するには勇気が必要です。それでも屈することで物事が解決に向かって行きます。対立していても話し合いを続けていれば、いつかお互いを生かせる道を見つけられるかもしれません。

言うのは簡単ですが、これを実行するのは難しいことだと感じています。自分自身が最近体験し、痛感しています。分かり合えないと感じていた人との対立は苦しかったけれど、膝を屈することはさらに苦しいことでした。けれども自分から対立を克服すると決めて、心を尽くして努めたことから、予想以上の進展を経験しました。

戦争は、私たち一人一人の心の中にあります。一人一人が対立する人と語り合う知恵を見いだした時、共に暮らす寛容を身に付ける勇気を持った時、紛争で家を追われる難民がいない世界を創れると思います。自分と異なる考えを積極的に受け入れて、一つの地球の上で共に暮らすことを努力し続けたいと思います。ぜひ、多くの方が同じ勇気を持って進んでいただけることを願います。この勇気を持って進むとき、心の平和が得られます。一人一人の心の平和が世界の平和を創っているのです。

ワールドリポート

「いま、世界の女性たちは ~世界の行政官を囲んで~

日 時 2016年1月23日(土) 13:00~16:00

場所 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 5階 大セミナールーム

参加者 91名

パネリスト

フランシスカ・アツルク(ガーナ:ジェンダー・児童および社会保護省アシスタントディレクター) アナ・クリスティーナ・カスタネダ・ネリオ(エルサルパドル:女性の能力開発のためのエルサルパドル協会) チュム・ハック・テ(カンボジア:カンボジア女性省ジェンダー平等・経済開発同副同長) カーンティ・ヘママレー・ウィジェトゥンゲ(スリランカ:スリランカ公共サービス委員会委員)

コーディネーター

小川玲子 (九州大学比較社会文化研究院准教授)

このたび、世界の4カ国(ガーナ、エルサルバドル、カンボジア、スリランカ)から4名の行政官をお招きし、各国のジェンダー主流化政策について報告するセミナーを開催しました。

「アフリカの玄関口、 ガーナの現状」



フランシスカ・アツルク氏 (ガーナ) の報告

私は、2014年に北九州市でジェンダー主流化研修(JICAからKFAWが受託している研修)を受けました。研修修了後、ガーナの女性省内のスタッフを対象としたジェンダー主流化研修や、各省のジェンダー関連行政官を対象とした研修を実施しました。男性と女性、子ども、弱者、障害者の存続と発展が保障される調和のとれた社会の実現のためには、女性省だけでなく、関係各省庁を巻き込んだ取り組みが必要不可欠です。

ガーナにおける主なジェンダー問題としては、女性は 男性に服従すべき存在であると思われていること、女性 は自らの意見を述べることが許されないという社会的習 慣があることが挙げられます。また、女子への教育など の支援も十分ではありません。

これらの問題の解決に向けて、政府は2015年8月に国家ジェンダー政策を策定し、アファーマティブ・アクション法案や女性の財産権に関する法案も検討されています。このような動きの中、伝統的なコミュニティーにおいて、従来は男性が務めているチーフ(族長)の特権であった意思決定のプロセスに女性のクイーンマザー(女性リーダー)が参加するようになったという事例もあります。

「エルサルバドルの ジェンダー主流**化**政策」



アナ・クリスティーナ・カスタネダ・ネリオ氏 (エルサルバドル) の報告

私は、2015年に北九州市でジェンダー主流化研修を受けました。研修を通して、ジェンダー問題は国際的な課題であり、社会を改善しようとする継続的な関心と強い意思こそが問題解決のための糸口であることを再認識しました。

私が所属する「女性の能力開発のためのエルサルバドル協会」は1996年に設立され、ジェンダー主流化推進のための4つの部門があります。機会均等部門は、女性差別の撲滅に向けて国家ジェンダー指標制度を導入して制度の進捗管理や評価を実施しています。市民平等部門は、地方自治体を対象に女性の政治的活躍の場を創出し、男女が平等に情報を入手できる環境の整備を行っています。教育部門は、公的機関における女性の権利教育、地方自治体のガバナンスにおけるジェンダー視点の導入などを進めています。女性への暴力廃絶部門は、被害女性への司法面を含めた支援を行うほか、教育省と協力し、学校における女性への暴力防止活動を実施しています。

「カンボジアのジェンダー 主流化の現状と戦略」



チュム・ハック・テ氏 (カンボジア) の報告

私は、2008年に北九州市でジェンダー主流化研修を受講した後、自国でアクションプランを作成しました。このプロジェクトは、政策の意思決定における女性参画を推進するもので、最終的に25の州で実施し、国内で注目されるとともに首相にも高く評価されました。

カンボジアのジェンダー主流化は、大きく進展した部分とそうでない部分があります。教育分野に関して、主に初等教育でのジェンダー平等はかなり進みましたが、高等教育ではまだ格差が残っています。政治分野では、女性国会議員がこの20年で3倍以上に、公官庁における女性比率も増加しました。女性への暴力については、法律の整備、被害女性への支援は改善されましたが、人身売買の問題など依然として課題は残っています。また、経済分野において女性の雇用は増えましたが、低賃金や劣悪な労働条件などの問題があります。女性の起業については大きな潜在性がありますが、資金調達などのサポートがまだ充実していません。

今後の課題としては、女性省だけではなく関連省庁が 連携を取って、ジェンダー問題の分析能力を強化してい く必要があると考えます。

「スリランカの ジェンダー主流化戦略 |



カーンティ・ヘママレー・ウィジェトゥンゲ氏 (スリランカ)の報告

私は、これまでジェンダー・フォーカル・ポイント(ジェンダー政策を担う人材)として、どの部局においても自分自身がジェンダー主流化の原動力となるよう努めました。男女別データ収集による現状分析を各組織で提言し、多くの優秀な女性たちが管理職になれるように理事会などに働きかけました。

スリランカでは憲法によりジェンダー平等が保障されていますが、現実には女性は差別に直面しています。政府は差別撲滅のための対策をとってきました。1995年に女性差別撤廃条約を批准し、独立した省として女性省が設立されました。さらに国家発展のアジェンダにミレニアム開発目標(MDGs)を組み込んだ結果、初等教育に

おける男子に対する女子の割合は99%、識字率は男女とも95%となり、ジェンダー平等が向上した部分があります。 一方で、家父長的な習慣や女性差別的な習慣は根強く 残っており、女性の能力開発プログラムは進んでいません。さらに、スリランカの東部および北部で戦争未亡人が増加しており、彼女たちへの支援が必要です。また、農村女性の権利保護や、移住労働者への福祉対策、DVや人身売買などさまざまな問題が発生しています。今後、この分野の法律整備や教育の問題にも取り組んでいかなければなりません。

セミナー終了後には市民と行政官の交流会を開催し、和 やかな雰囲気の中で意見交換を行いました。



▶ 4カ国の行政官と市内大学生との国際交流プログラムを実施

日時 2016年1月22日(金) 9:00~14:00

場所北九州市内文化施設

コログ はパイロファイス 「ログじゅく (北九州市立いのちのたび博物館、北九州市環境ミュージアム、小倉城)

国際協力に関する次世代人材育成の一環として、 KFAWと市内大学生が共同で、行政官との国際交流 プログラムを実施しました。北九州市内の大学生(西 南女学院大学、九州国際大学)7名が市内の文化施 設等を紹介しながら、行政官との交流を行いました。 午前中は北九州市立いのちのたび博物館と北九州市 環境ミュージアム、午後は小倉城を見学しました。 学生たちはそれぞれの施設で、日本独特の表現「あ うんの呼吸」や「もったいない」の意味などを英語 で説明しました。

国際関係の勉強をしている学生の皆さんにとって、 4カ国の行政官たちとの交流は多くのことを学ぶ機 会になりました。また、行政官の皆さんも、北九州 市の文化と歴史に感銘を受けたとのことでした。

環境ミュージアムに *、* て全員で記念撮影



▶ 4カ国の行政官が市内大学で特別講義を実施

□ 時 2016年1月22日(金) 14:40~16:10

場所西南女学院大学

KFAWと西南女学院大学人文学部の共同企画として、大学生を対象とした4カ国の行政官による特別講義を行いました。学生たちは4つの班に分かれて、それぞれの国の伝統的な食べ物、結婚式での習慣、医療制度など幅広い内容について意見交換をしました。

特に、各国のジェンダー問題に関する議論では、学生たちは真剣なまなざしで聞き入り、時に驚きの声を上げていました。ジェンダーの中心的な問題は各国で

異なり、強制結婚、中絶、教育レベルの差、内戦の影響によるシングルマザーの増加、既婚者に対する求職 時の差別などが挙げられました。

大学生の皆さんにとって、各国の行政官との交流は、

国際的なジェンダー の問題意識を共有す る貴重な経験になり ました。

西南女学院大学での 特別講義の様子





深刻化する ドメスティック・バイオレンス

トゥルムンフ・オドントヤ (モンゴル)

モンゴルでは1990年半ばから、DV、特に女性への家庭 内暴力が拡大し、メディアで広く取り上げられるようにな りました。2009年に国連人口基金の融資でモンゴル統計局 が実施した「リプロダクティブ・ヘルス調査」の結果では、 調査対象者の女性6,894人のうち19%に当たる女性が、夫ま たは内縁関係の男性から身体的暴力を受けていたことが分 かりました。モンゴルでは、およそ5人に1人の女性が DVを受けていることが明らかになったのです。また警察 庁の刑事登録では2010年から2015年の間、DVによって死 亡した被害者が80人で、1.180人が重軽傷を負ったことが 発表されました。このように、近年モンゴルでDVが深刻 かつ重大な社会現象となっています。

このような状況のもと、DVを防止し、根絶するために 政府や非政府の多くの団体や機関が活動を実施していま す。厚生省、法務省、警察庁など政府機関の他、人権開発 センター、ジェンダー平等センターなど非政府機関・民間 団体の活動も著しく、国連や国際援助団体など国際機関と 共同し、さまざまな活動を行っています。

暴力防止ナショナルセンター (National center against violence) はDV防止のために活動するモンゴル初の民間機 関です。1995年首都ウランバートル市に設立されて以来、 女性へのDVや児童虐待への対応や暴力を未然に防止する ための法的環境整備をはじめ、数多くのプロジェクトを実 施しています。現在、モンゴルの21ある県のうち、14の県 に支部を設け、被害者女性や子どもに対して24時間の電話 相談コーナーを設け、専門家による精神的、法律的なアド バイスを行うほか、暴力を受けて身体・精神的に危機な状

国立モンゴル大学国語文学学部卒業後 モンゴル国立ラ ジオテレビ局の国際放送部日本語課にディレクターとし て勤務しました。その後、日本に留学し、山形大学大学 院社会・文化システム研究科修士課程および東北大学大 学院環境科学研究科博士後期課程を卒業しました。専門 は文化人類学で、研究テーマは社会体制変容下のモンゴ ル社会における男女の性別分業のあり方や変遷、および モンゴル女性のあらゆる側面に関するジェンダーの視点 からの分析についてです。その後、東北大学の東北アジ ア研究センターに専門研究員として所属しました。 2014年に『社会主義社会の経験―モンゴル人女性たち の語りから一』の著作が東北大学出版会若手研究者出版 助成採択作品とされ、東北大学出版会によって刊行され



況下にある女性や子どもを一時的に保護するシェルターを 全国の5カ所に設けて、運営しています。

モンゴルでDVが拡大した社会的背景の一つとして、社 会主義から市場経済への移行期の社会諸問題、特にアル コールの過剰摂取、飲酒問題が挙げられます。社会体制の 変化による失業や貧困、生活困難が続く中、社会的ストレ スが増加し、その解消のため過度のアルコール摂取につな がり、その結果がDVにつながっているという見解が一般 的です。さらに、上記の社会的背景の他にも、法的環境が 整備されていないことも少なからず影響を与えていると考 えられます。

この問題を解決するために1996年に「モンゴル女性の地 位向上のための国家プログラム」が政府によって策定され、 女性への暴力、人権問題に特別に配慮することが明記され ました。また2004年には、暴力防止ナショナルセンターを トップにした諸民間団体の9年間にわたる運動によって 「DV根絶法」が国会で可決されました。このようにDVに 関する法的環境は整いつつあるものの、DVを私的な事柄、 家庭内の問題と捉える見方がいまだに根強く残っており、 せっかくの「DV根絶法」が十分に機能していない現状を 生み出しています。一方で、昨年2015年12月にDVが家庭 内の問題ではなく刑事事件として取り扱われる事例も生ま れてきました。

長年の民間運動によって制定された「DV根絶法」は、 モンゴルで重大な社会問題となっているDV拡大の歯止め となることと期待されています。

第25期海外通信員レポート

各通信員の詳しい紹介はホームページ (http://www.kfaw.or.jp/correspondents/) からご覧になれます。

インド

フリージャーナリスト

パキスタン

女性教育活動家

サボール・アーメッド・カカールさん

スワプナ・マジュムダールさん

モンゴル





フィリピン

コーディネーター

清水 アイ子さん

ユース・アット・ベンチャー

トゥルムンフ・オドントヤさん

スリランカ



公共サービス委員会



ネパール

ヨヤーナ・ポッカレルさん ヨガトレーナー・ファシリテーター



カーンティ・ヘママレー・ウィジェトゥンゲきょ

パキスタンの中でも貧困が深刻なバローチスターン州の 出身です。ジェンダー社会科学修士を取得しており、フェ ミニズム、パキスタン女性の地位、ジェンダーと法、ジェ ンダーと開発について専門に学びました。現在は教育支 援団体であるアリフ・アイラーンの教育活動家をしてい ます。また、パキスタン赤新月社のユースリーダーとし ても活動しており、昨年はボランティア部門でパキスタ ンの大統領賞を受賞しました。これまでに女性の権利の 擁護や、地域住民に対して女性の権利に関する啓発のた めの活動を数多く実施してきました。パキスタンにおけ る人権の保護や男女平等の実現を目指して今なお奮闘し ています。また、子ども (特に女子児童) のための施設 が存在しない地域に対し、教育の重要性を訴えることに も力を注いでいます。



サボール・アーメッド・カカール (パキスタン)

女性たちの声

パキスタンを先導する

パキスタンでは、他の開発途上国と同様に、農業、家庭、 スポーツ、ジャーナリズム、学術研究、地域活動など多方面 において女性が直接・間接的に多大な貢献をしています。近 年、女性労働者の割合が増加傾向にあるとはいえ、その数は 依然として少ないのが現状です。さまざまな社会経済的な制 約により、女性の労働市場への参加が妨げられています。育 児や家事など、既婚女性には家庭で果たすべき責任がいくつ もあるため、結婚後は家庭に入らざるを得ません。主婦とし て家事をこなすことが義務だとする考え方が女性を束縛して おり、女性側もこれを受け入れています。

この国では、意思決定を下す権限は男性が握っているとい う認識が一般的です。社会のあらゆる分野における女性の地 位向上に関しては、ある程度の進展が見られるもののいまだ に十分とはいえず、特に社会、経済、政治、法律の面で女性 は非常に軽視されています。パキスタンにおける女性の労働 参加率は28%で、南アジア地域で最低の値であり、勤労所得 は男性の26%です。パキスタンの女性の労働力参加に関して さまざまな調査が行われていますが、農村部の女性は農業、 家畜の精肉加工、乳製品の加工、養鶏、手工芸などのさまざ まな労働に幅広く従事していることが分かります。これらの 生産活動に加え、彼女たちは家事もこなしているのです。

パキスタンの都市部においては、家庭の貧富と女性の労 働力参加の関連性は認められません。これに対し農村部で は、女性の経済活動参加率は主に、土地所有の有無によっ て判断されるその家庭の貧富に大きく左右されています。 また、農村部では世帯収入が増加すると女性の経済活動参 加率が下がる傾向があります。近年、パキスタンでは農業 の機械化が進んだことで収入が上がったのですが、このこ とが農村部における女性の経済活動参加率の低下の一因と なっています。農村部の女性は長い間、田畑の耕作などの さまざまな農作業に従事してきました。さらに、穀物の洗浄、 乾燥、保管も女性に任されており、収穫後にもこれらの仕 事をこなさなければなりません。この他にも、家畜の世話も 概して女性の役割で、さまざまな作業を行う必要があります。

国による男女平等への対策を見ると、政府は2012年に国 家女性地位委員会を復活させました。この委員会は2000年 に当時の陸軍参謀総長パルヴェーズ・ムシャラフ氏によっ て設置され3年間続いたもので、その後に再度、3年間再 開されたという経緯があります。政府による法案が可決さ れて同委員会は常設となりました。その主な任務は、女性 を保護し虐待から守り、女性保護法が確実に施行されるよ うにすることです。2012年2月、パキスタンの政党である

「統一民族運動」が世界最大級となる女性の政治集会をカ ラチで開催し、約10万人の女性が参加しました。また、別 の政党である「パキスタン正義運動(PTI)」は、女性を政 治の主流に送り込むことに力を入れており、現在は地方選 挙や国政選挙において多くの女性候補が立候補しています。

しかしながら、パキスタンでは、女性が教育を受け、仕 事を得て、財産を所有する機会が男性と比較して非常に少 ないという状況に変わりはありません。パキスタンにおける 社会的・文化的背景には圧倒的な家父長制が存在します。 パキスタンでは全世帯の約90%の世帯主が男性であり、女 性が世帯主である家庭のほとんどは貧困層となっています。

パキスタンの女性は、法的には財産を所有し、家族の財 産を相続する権利があるにもかかわらず、実際に財産を所 有して管理している女性はほとんどいません。また、この 国には民法とシャリーア法 (イスラム法) とが二重に存在し ています。1958年に公布され、1973年に新憲法となったパ キスタン・イスラム共和国憲法は、あらゆるレベルにおける 性差別を法的に禁じており、この憲法のもとに女性には法 的、宗教的に平等な権利が保障されています。それにもか かわらず、女性は社会的、経済的に大きな困難に直面して おり、司法制度においても、下級裁判所での審理が遅く公 正な裁判を受けられないという苦境に立たされています。

一方で改善された面もあります。ユニセフ (UNICEF) に よる最新の統計によると、パキスタンでは15歳から24歳まで の女性の識字率が以前はわずか39.6%であったのに対し、今 は61.5%にまで大幅に改善されました。これはパキスタンの 人口の70%が30歳以下であることを考えると、非常に重要な 変化だといえます。





パキスタン人女性初のエベレ スト登頂者サミナ・ベーグさん

この国はノーベル平和賞を受賞 したマララ・ユスフザイさん、オス カー賞を受賞した映画監督の シャーミーン・オベイド=チノイさ ん、パキスタン人女性として初の ノーベル平和賞を受賞した エベレスト山登頂を果たしたサミ マララ・ユスフザイさん ナ・ベーグさんなどを輩出していま す。パキスタンは今、発展と平和 に向けて立ち上がり、歩みを進め ています。今後パキスタンの女性 が、憲法が保障する男女平等を人 生のあらゆる面で享受し、この国を 先導する存在として声を上げてい くことを願ってやみません。

活動報告・アジア研究者ネットワークセミナー=

女のセンタク 布ナプキンLifeはじめてみませんか?

日 時 2015年12月20日 (日) 10:30~12:30

講師 四方由美(宮崎公立大学人文学部教授)

参加者 15名

布ナプキン(一枚布のスクエアタイプ)は、折り方や重ね方を工夫し、 心地よく過ごす方法を自分で考える ことにより、「生理痛を我慢しない」「自



分のことは自分で決めてよい」というリプロダクティブ・ヘルス/ライツと関連します。布ナプキン使用の効果や生理の悩みなど性と生殖についてグループで話し合いました。

インドネシア人看護師の受入れ支援と インドネシアの女性のくらし

日 時 2016年2月28日(日) 13:30~16:00

講師原田嘉和(小倉医師会外国人看護師支援事業担当理事)

石田佳奈子(小倉医師会外国人看護師支援事業担当教員) 神崎智子(KFAW主席研究員)

参加者 48名

参加者 37名

経済連携協定 (EPA) により日本 の看護師試験に挑戦したものの、合 格できずに帰国した候補生たちの再



受験を支援している北九州市小倉医師会の活動とインドネシ アの女性のくらしを紹介しました。

活動報告

第27回KFAW研究報告会

日 時 2016年2月14日 (日) 13:00~16:30

テーマ・報告者

「地域社会における女性団体の活動

―日本及びインドネシアの事例―」

神﨑智子 (KFAW主席研究員)

「移住によって潜在能力は発揮できるのか?

―ジェンダーの視点で見た滞日ネパール人の特徴―」

佐野麻由子 (福岡県立大学人間社会学部准教授) 田中雅子 (上智大学総合グローバル学部准教授)

「台湾・マレーシアにおける女性に対する暴力被害者支援の研究」

北仲千里 (広島大学ハラスメント相談室准教授) 松村歌子 (関西福祉科学大学健康福祉学部講師)

参加者 45名

3組の研究員が、それぞれのテーマで、インドネシア、ネパール、台湾、マレーシア、日本を対象にジェンダーの視点から行った研究の成果を発表しました。会場を埋めた研究者、学生、女性団体メンバーなど多くの参加者は、熱心に耳を傾け、活発な討論が行われました。

研究の詳細は、KFAW研究 誌『アジア女性研究』第25号を ご覧ください。



活動報告 国際理解セミナー KFAW領事館シリーズフェ

韓国を知る、日韓友好を深める

B 時 2016年3月4日(金) 16:00 ~ 17:30

場 所 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 5階小セミナールーム

朴 起準 (パク・キジュン) 駐福岡大韓民国総領事館 副総領事

朴起準副総領事から、日本と韓国のそれぞれの女性政策、 歴史、文学や食文化などをご紹介いただくとともに、韓国は日本の隣国であり、文学や文化交流などによって価値を共有で きるといったお話がありました。また、数年前の日韓青年フォーラムにおいて九州の女子学生が「韓国人と日本人は『玄海人』になろう」と提言したエピソードを紹介し、その国家を超越した共同体意識に大きな希望を感じ

たとのことでした。

これからは九州から両国の友好が進み、「心でも近い隣国」をビジョンとして両国の友好が深まることを期待しますという言葉で講演は締めくくられました。



セミナーの様子

舌動報告 KFAWによるカンボジア女性省ほかジェンダー関連団体の視察

2015年11月29日(日)から12月4日(金)の6日間、カンボジアのプノンペン市およびコンポンチュナン州を訪問しました。視察の前半では、カンボジア女性省、JICAカンボジア事務所および女性開発センター(WDC)を訪問し、KFAWがJICAから受託しているジェンダー主流化研修についての意見交換を行いました。後半では、カンボジアハンディクラフト協会(CHA)やカンボジア女性開発協会(CWDA)といったNGOのほか、クメール王朝時代の陶器を復活させた「コン

ポンチュナン焼き」の工房での女性 たちの活動を視察しました。

今回の訪問では、ジェンダー問題だけでなく、カンボジアの開発支援に対する国際社会の取り組みや、過去の激しい内戦の影響の大きさなどを感じることができました。

カンボジア女性省の正面にて



公益財団法人

アジア女性交流・研究フォーラム

KITAKYUSHU FORUM ON ASIAN WOMEN 〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-4 北九州市大手町ビル3F TEL (093)583-3434 FAX (093)583-5195

E-mail : kfaw@kfaw.or.jp URL:http : //www.kfaw.or.jp facebook : http://www.facebook.com/kfaw.or.jp

*当財団は、北九州市立男女共同参画センター・ムーブ、北九州市立東部勤労婦人センター レディスもじ、北九州市立西部勤労婦人センター・レディスやはたの指定管理者です。

(公財) アジア女性交流・研究フォーラムは、1990年10月に北九州市の「ふるさと創生事業」で設立された市の外郭団体です。アジア地域の女性の地位向上と連帯・発展を目指して「まなびあう」「ふれあう」「たすけあう」をテーマに事業活動を展開しています。